HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「吉田書簡」再考　－「西村調書」を中心に－
Author(s)	陳, 肇斌
Citation	北大法学論集, 54(4), 105-132
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15231
Type	bulletin (article)
File Information	54(4)_p105-132.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

講演

「吉田書簡」再考(1)

――「西村調書」を中心に――

陳肇斌

戦後日本の中国政策の形成にイニシアティヴをとった吉田茂は、サンフランシスコ講和が行われた一九五一年に、「中国問題（チャイナ・アフェアズ）」に関する四通のダレス宛書簡を書いた。本稿は便宜的にそれぞれをA、B、C、Dとして区別する。二月一六日付の「吉田書簡A」は、英米共同の中国政策の形成を希望したものである。八月六日付の「吉田書簡B」は、ダレスの要望にもかかわらず、国民政府との講和に言及せず、もっぱら人民政府との非講和を保証した書簡である。一二

月二四日付の「吉田書簡C」はダレスの指示に従ったいわゆる「吉田書簡」である。一二月二七日付の「吉田書簡D」は、英米共同の中国政策の形成をあらためて要望し、独立した後の日本が英米と異なる独自の中国政策をとる可能性を示唆したものである。かつて筆者は拙著において、この四通の「吉田書簡」を縦軸に、当時の英米の中国政策を横軸にして、吉田ならびに日本政府の中国政策について考察を加えた(2)。

その後、「情報公開法」に基づいた開示請求を受けて、『平和条約の締結に関する調書』が二〇〇一年八月に外務省より機密解除された(3)。当時外務省条約局長を務めた西村熊雄の手によるこの資料集は「西村調書」(4)と通称され、対日講和条約の交渉にかかわる日本側の公文書を収録し、なかには「吉田書簡」の作成過程に関する詳細な記録が含まれている。この公開により、二つの問題が提起された。それは、中国のいずれの政府を選択するかについて、吉田がダレスに抵抗しなかったのではないかという疑問と、吉田が中国共産党政権の崩壊を予測したのではないかという疑問である。すなわち、これまで解明された吉田の「〝二つの中国〟政策」像を修正する必要が生じたという意見である(5)。本稿の目的はこうした意見を念頭におき、「西村調書」の意味を吟味しながら、「吉田書簡」の作成過程を再考することである。

なお、本稿で使用する「二国間条約（バイラテラル・トリーティ）」の用語は、サンフランシスコ講和条約である「多国間条約（マルチラテラル・トリーティ）」のそれに相対し、「日本国と中国との講和条約」を指している。

一、「ダレス会談資料」――日華国交か、日華講和か

多国間条約の調印後、ダレス米国務省顧問の関心は、国民政府の支持者の多い米国上院における条約批准の確保に移った。一一月二〇日ワシントンからの電報では、ダレスが一二月早々東京を訪問するが、その関心は主として経済上の事

由からくる「日本の中共接近」に対する危惧であると報じられた。また二九日に、ダレスは国務省で日本人記者と会見し、上院外交委員会の共和・民主両党の有力者であるスミスとスパークマン両氏とともに日本を訪問することについて、「対日平和条約の批准を促進しようというのが唯一の目的である」と語った。ダレスの来訪に対応するために、外務省事務当局は準備作業に入り、一一月二六日に日本側の対米要望を「ダレス会談資料」の第一次案となるものにまとめた(6)。同資料には「中国問題」を筆頭に、朝鮮、賠償および再軍備など日本政府のもっとも関心を抱いた諸問題に関する見解が含まれる。

その「中国問題」に関する見解の内容は、次の通りである。まず日本政府は、「中共政府と交渉を開始し、外交関係を設定する意図を有しない」ことを保証した。次に、「現に、パリの国連総会において米国代表は軍縮委員会を設置し、これに中共政府代表をも参加させるよう提案された」ことに触れ、米英間に意見対立のある中国代表問題は、「将来いずれの日にか解決される問題である」と予見し、「日本政府は、平和条約第二六条による二国間平和条約のための交渉は、中国代表問題が国際的に解決されるまで、見送るべきであると信ずる」ことを主張した。第三に、台北に日本政府在外事務所を設置したことを挙げ、「遠からず顧問の派遣、台湾と日本との間の経済関係の調整、財産処理の問題につき交渉をなす用意」があり、「平和条約発行後、国民政府が進んでわが国に対して戦争終了宣言を為すことによって両政府間に外交関係を回復することに異存がない」という意思を示した(7)。以上の内容は、①人民政府との非国交を保証すること、②多国間条約第二六条に定められた中国代表政府との講和の延期を希望すること、③台湾の政府としての国民政府との国交関係を結ぶ意思の表明、という三つの要点にまとめられる。

十二月八日に第二次案が作成された。第二次案は、人民政府との非国交について、それをわずか一文で保証した第一次案に対し、「国交調整をなすが如き意向は、毛頭ない」ことを強調するために、人民政府が「サン・フランシスコ平

和条約を違法としてこれを否認し、且つ、国連憲章に違反して朝鮮において行動して」いることをその理由として付け加えた。また、国民政府との関係については、第一次案と同じように、台北に政府在外事務所を設置したことなどを挙げ、のみならずそれを現に「同政府と公的交渉（オフィシャル・リレーションズ）を維持してきた」事実として明確に位置付け、顧問の派遣や日台経済関係の調整という表現にとどまった第一次案より踏み込んで、「特派使節を派遣して国交調整の下準備をなさしめる用意を進めている」と改めた。さらに「平和条約の効力発生と同時に同政府との間に国交（フォーモサ）を回復し大使（ディプロマチク・リレーションズ）の交換（アンバサダーズ）をなす方針である」と書き加え、国民政府との関係樹立により積極的な態度を示す表現を用いた。そして中国の代表政府との講和については、「日本政府は、平和条約第二六条による二国間平和条約（バイラテラル・ピース・トリーティ）の締結は、中国代表問題が国際的に解決されるまで、見送るべきであると考える」と記した。以上見たように、第二次案において一部の文面の加除や順序の変更は行われたが、第一次案で示された三つの要点は、全く変わらなかったのである。

一〇日午前、西村は吉田に対してこの第二次案についての説明を行った。西村の日記によれば、第二次案は「原則として承認された。総理の意見のうち重要なのは次の三点であった。（イ）中国問題　作文の条項の順序をかえられる。趣旨は全く同じで、この点作業者としてうれしかった……」[8]と記されている。吉田の意見を入れて完成した第三次案は、表一の通りである。第二次案と比較すれば、日共と中共との関係を非難する文言が新たに挿入され、国民政府と「国交」を行うという意思表示の文言は最後部の位置に移された。このような反共の意思表示や条項の順序の変更などからは、形式上の満足をなるべくダレスに与えようと努めた形跡がうかがわれるが、国民政府との「講和」についての保証をダレスに与える意思は依然として見られなかった[9]。

この第三次案においても、これまでの二つの案と同様に、「二国間平和条約（バイラテラル・ピース・トリーティ）」と「国交・外交関係（ディプロマチク・リレーションズ）」という表現が慎重に区別して使い分けられた。英文まで作成された第二、三次案では、いずれも「国民政府・台北政府」の箇所が

Formosa と端的に訳されている。つまり、台湾の政府としての国民政府と「国交」を行うが、それは多国間条約第二六条に定められた中国の代表政府との「講和」ではなく、後者は将来の課題として見送るべきであるというのが、日本政府の立場であった。理論的には、蔣介石が将来再び大陸を支配下に収めれば、その際に中国の代表政府としての国民政府と日本が講和することも可能性としてはあり得たが、それは現実性のないことであった。当時、蔣介石は永久に大陸を失い、大陸反攻どころか近いうちに政権崩壊する可能性さえあると一般的に見られ、その観測はデニング英国駐日大使やダレスのみならず、日本政府関係者にも共有されていた[10]のである。台湾と国交を結びながら、いずれ大陸と講和することを考えた日本の中国政策は、「二つの中国」政策に基づくものであった。

表一　第三次案の内容および要点[11]

要点	「中国問題」に関する内容の原文
①人民政府と国交しない	日本政府は中国との国交を調整し両国の関係をなるべくすみやかに平常化することを熱望する。しかし、サン・フランシスコ平和条約を違法としこれを否認し、且つ、国連憲章に違反して朝鮮において行動しておる中共政府を相手として、中日国交調整をなすが如き意向は、毛頭ない。日本共産党は、近時、北京より指令をうけておる疑がある。だから、日本の内政からみても、中共政府と公的な関係を持つがごときは、なすべからざることである。
②中国代表問題（第二六条による講和の延期）	中国代表問題は、将来いずれの日にか必ず解決される問題であると信じ、且つ、その解決の日の速やかならんことを希望する。日本政府は、平和条約第二六条による二国間平和条約（バイラテラル・ピース・トリーティ）の締結は、中国代表問題が国際的に、少なくとも米英間に、解決されるまで見送るべきであると考える。
③国民政府と国交する	しかし、日本政府は、従来台北政府との間に貿易協定を締結し、且つ、先般台北に在外事務所を設置して、同政府と公的交渉を維持してきた。日本政府は、特派使節を派遣して国交調整の下準備をなさしめる用意を進めている。さらに、日本政府は、サン・フランシスコ条約の効力発生と同時に台北政府との間に国交（ディプロマティク・リレーションズ）を回復し大使（アンバサダーズ）の交換を為す方針である。

八日六日付「吉田書簡B」の内容をこの「ダレス会談資料」と比較すると、中国との政治的関係について吉田らのとっていた立場がいっそう明らかとなる。前者は次に引用する資料に記されているように、人民政府との非講和を保証しているが、国民政府との「講和」または「国交」樹立には一切言及しなかった。「中国問題に関する貴台の御懸念はわたくしのよく了解するところであります。当面のところ、わたくしどもは、台湾政府に経済顧問を派遣し……また、平和条約の調印にひきつづき台湾に政府在外事務所を設置することを計画しております。日本政府が共産政権と二国間条約を締結する意思を断じて持たないことを貴台にたいし最も確乎と保証することができます。」[12] 実際、弁護士出身のダレスも書簡Bの重点が国民政府との講和にではなく、人民政府との非講和に置かれていることを感知し、人民政府との非講和を吉田が保証したことに感謝する一方で、「中華民国」との早期講和を進めるのが日本の利益になるという趣旨の返書を送ったのである。[13] それに対して後者では、中国との講和を延期するとの立場は一貫していたが、日本政府が国民政府と国交する意思をもつことが明確に示されている。この時点で吉田らは、国民政府との「国交」を選択することによって、日本に国民政府との「講和」を行わせるというダレスからの圧力をかわそうと決定したように思われる。

二、「吉田書簡C」の成立――日華協定か、日華条約か

一二月一二日午前ダレスは、井口貞夫外務次官と非公式の会談を行い、米国の上院において多国間条約が批准されるためには、日本による国民政府の承認が必要であることを説いた。ダレスは、「これは、なにも国民政府を中国全体を支配する the government として承認することを意味するものではなくて de facto basis においての a government として国民政府と友好関係に（入）いることになるわけである。……国府の勢力の及ばない地域の問題は、今後の情勢に待つ……」

と説明した。それを聞いた井口は、「原則的にはさして異論があるようにも思われない。結局フォーミュラの問題に落ちつくのではないかと考えられる」と応じた。西村の日記によれば、会談後「次官は、ダレスの熱意に大いに動かされたと語った」と記される[14]。いわゆる「フォーミュラ」とは、限られた地域しか支配していない国民政府の性格を表現する場合に使われる「限定方式」のことである。

この会談でダレスは、日華間に結ぶべきものを「二国間平和条約（バイラテラル・ピース・トリーティ）」と言わず、協定である「バイラテラルなアグリーメント」[15]と称した。それは日本側を説き伏せるために使われた曖昧な表現にすぎず、ダレスの真意は日華「協定」ではなく、日華「講和」を求めることにあった。実際、井口との会談模様をアリソンに伝えるダレス電報には「協定」の字句が見あたらず、ダレスは井口に対して日華「二国間条約（バイラテラル・トリーティ）」を結ぶよう要請し、「井口はわれわれの立場を十分理解している」と報告されたのである[16]。

ダレスの真意は、外務省事務当局にも十分理解されていた。会談の内容を井口から告げられた西村は、「わたくしは、ダレス顧問と両議員は案の定やってきたなと感じた」と日記に記した。そして中国の代表政府としての国民政府との講和を日本に行わせようとしたダレスの要求について、西村は「ダレス顧問のごときインターナショナル・ローヤーといえども現実政治にかくまで法理をゆがめさせられるかと淋しく感じた。国際法というものは実に弱い」と嘆じた[17]。

にもかかわらず、ダレスの要請が井口から吉田に伝えられると同時に、西村と高橋通敏条約課長、藤崎万里政務課長の三人はダレスの「要請にそうわが方の対処案――国府と締結すべき条約案――の作成にとりかかった。」一二日夕方、日本側の「わが方対処案」として、「日本国政府と中華民国国民政府との間の正常関係設定に関する協定案（要領）」がまとめられた[18]。同案は、前文と七箇条の条文から構成されるが、国民政府の性格をいかに考えるかという観点から、主に次の三つの要点に基づいて書かれたものであると考えられる。

それは、表二に示されるように、①国民政府との協定は多国間条約第二六条に定められた中国との「講和」ではない、②協定の適用範囲を国民政府が事実上支配している台湾・澎湖島に限定する、③国民政府と結ぶべき関係は実務関係であって国交関係ではない、という要点である。ただ、事務当局案の案文第三条には、「中国戦争犯罪法廷の裁判を受け日本国で拘禁されている」戦犯の釈放について国民政府が同意すると定められているが、これは国民政府が中国の代表政府としてその権限を行使してはじめて可能になることである。それを意識したためか、協定案第六条において、「以上の規定は……中国の受ける利益を害するものではない……」との文言が設けられ、「中華民国」と「中国」とが区別された。[19] つまり、第三条の「戦犯規定」により、国民政府が中国の代表政府であるかどうかという問題について、日本政府の立場の整合性に問題は生じたが、外務省事務当局は第六条の規定によってそれを弥縫しようとしたのである。

表二　「わが方対処案」に関する表[20]

要点	事務当局案（一二月一二日付）	事務当局の注釈
①（第二六条による）講和にあらず。 ②範囲の限定	（前文）両国政府は、サン・フランシスコ平和条約に規定された諸原則に従って極東の平和と安定とが確立されることを等しく希望することを明らかにするとともに、他方、中華民国の事態が現在のところ前記の平和条約第二六条［*1］によって日華両国の関係を全面的に調整することの不可能なることを確認し、しかる上、中華民国国民政府が事実上政府［*2］として機能しつつある範囲内において、両政府間の関係を前記の平和条約の原則に従って正常化し、且つ、懸案を解決することに決定して、この協定を結ぶことを明らかにする。	［*1］条約不調印国との二国間条約締結に関する規定。 ［*2］国民政府が事実上政府としての権利を行使している地域及び事項の範囲内においてなす意味。
②範囲の限定。 ③国交にあら	一、a．この協定の発効と同時に、日本の領域と台湾及び澎湖島の間には正常の交通関係を開始すること、b．同時に、両国政府間に特派使節［*3］を交換す	［*3］外交使節の表現は回避する。正式承認の意味

ず。	ること。 二、在台湾日本財産の処理に関する規定（省略）。	をもたせぬため。
中国の代表政府	三、中華民国政府は、中国戦争犯罪法廷の裁判を受け日本国で拘禁されている日本国民がこの協定の発効と同時に釈放されることに同意すること。	
①講和にあらず。	四、日台通商・航海に関する規定（省略）。 五、航空規定（省略）。 六、以上の規定は、平和条約第二一条［*4］の規定により中国の受ける利益を害するものではないこと。 七、署名により発効とすること（省略）	［*4］平和条約第二一条によって中国は…在中国特殊権益の放棄…と在中国日本財産の清算…の利益を受けることになっている。

翌一三日午前、西村は同案を吉田に説明し、吉田の了承を得た。その際に受けた吉田の意見によって、次のような表現上の修正が加えられた。第一に、前文の「他方、中華民国の事態が……」という表現を「他方、中国の事態が……」とあらため、「……前記の平和条約第二六条によって日華両国の関係を全面的に……」という表現を「……前記の平和条約第二六条によって日本国及び中国の関係を全面的に……」とあらためた。これは「中国」と「中華民国」とを区別することによって、国民政府を中国全体の代表政府として扱わない意思をより明確にした変更であった。第二に、同じく前文の「……中華民国国民政府が事実上政府として機能しつつある範囲内において……」という表現を「……中華民国国民政府が事実上統治（アドミニスターリング・パワー）の権能を行使している範囲内において……」とあらためた[21]。いずれも、適用範囲を台湾に限定したことは相違ないが、修正によって、国民政府の台湾を統治する権利を示唆する字句が避けられた。

「わが方対処案」は、ダレスの要請を受けて作成されたものである。しかし「ダレス会談資料」と比べてみれば、交渉相手の名称は、確かに「台湾・台北政府」から「中華民国国民政府」に改められたが、その政府の性格は中国全土の

代表政府ではなく、台湾の政府として限定された。また、「ダレス会談資料」では日台間の「国交」が想定されていたのに対し、「わが方対処案」では、ダレスの要請にもかかわらず、単なる実務関係として考えられた。「わが方対処案」の第七条において、「この協定は、署名と同時に効力を生ずる」と定められたが、それは、事務当局の吉田への説明によると、「批准のごとき重々しい形式を回避する」ためであるとされる。つまり国会の批准を要する二国間「条約」ではないという意見であった。西村は事務当局が日本として受け入れられる最大限の案をつくるべく「智恵をしぼって」いたと記しているが[22]、それはダレスが井口との会談で使った「協定」の表現に着目し、それを利用してダレスへの抵抗を試みようとしたことであろう。

一三日午後、吉田は三井本館にある総司令部外交局を訪ね、ダレスと約一時間にわたる会談を行い、席上で自らの中国観を語った。吉田はまず、「元来、自分としては、中国問題、朝鮮問題などは武力のみではなかなか解決しがたい」と述べた。それに続き、中国大陸に対する逆浸透によって「中国の民衆を共産党勢力下から離す方策を併用することが必要ではないかと思う」と語り、アメリカの対中封じ込め政策と異なる見解を示した。そして「この観点からすれば、この日本側の経験を利用して、自由諸国のために将来一臂の力を添えることができるように考えている」と述べ、対中逆浸透において重要な役割を果たそうとする日本の立場を自薦した。民族の独立を求める中国革命を理解しなかった吉田はそれを「擾乱」として否定的に捉え、それに対処するには、「永年にわたる中国における列国の協調政策の復活が必要である。少なくとも英米両国政府間に中国政策に完全な了解の成立することが是非必要である」と主張した。その上で吉田は、翌年一月に行われる英米首脳会談の際に、両国間で「中国問題についても、ようくお話をねがいたい」とダレスに要望した。最後に吉田は、「意の尽くさないところ」をメモにしてダレスの帰国前に渡したい旨を語った[23]。

それに対してダレスは、「昨日井口次官に話した要旨を書き物にしておいた」と述べ、それを読み上げた。日本側か

ら提示された「わが方対処案」については、「研究した上でなければ意見を申すことは難しい」と述べたが、内心では、数日後のアリソン宛電報に記されたように、吉田の意見を「不健全である」と考えていた。[24] 席上においてダレスは、吉田の対中逆浸透論に対し、中ソ連携を分断するには、人民政府に譲歩するのではなく、それとは逆にそれをより困難な状態に追い込む方法によってしか実現しないと反論した。またダレスは、反対が予想されるイギリス側への説得にとりかかることを約し、さらに、事実上の政府として国民政府との友好関係に入るため「バイラテラル・アグリーメント」を締結するという自己の提案については、「蔣介石政府がただちに納得するかどうかということも残されているが、自分としてはできるだけ努力してみよう」と述べた。[25]

吉田と会談した後、ダレスはデニング英国駐日代表に会見し、説得を試みた。ダレスはアリソン宛の電報で、吉田に読み上げたメモと同一のメモをデニングに読み上げたと報告している。[26] これまでの研究はダレスのこの電報に依拠し、両者は同一のメモであったと認識していた。[27] しかし実際は、そうではなかった。両者の文言は日華間で結ぶべき関係について重大な相違をもち、このことは「西村調書」の公開により明らかとなった。つまり吉田との会談で読み上げられたメモでは、「西村調書」によれば、「バイラテラル・アグリーメント」と表現されていたが、デニング用のメモには、英国側外交文書によれば、「日本は多国間平和条約の原則（ライン）に従って、双方の平和の回復と関係の再建をはかるべく、国民政府と二国間平和条約（バイラテラル・トリーティ・オブ・ピース）を結ぶべきである」[28]と記されていたのである。

そのような提案は、当然デニングの反対に遭った。当時イギリスは、日本と台湾との間の貿易に関する「協定」は必要であるが、「日本と国民政府との間の条約の性格をもついかなるものに対しても断固として反対する」との立場をとっていたのである。[29] しかしダレスは、デニングを説き伏せる自己の立場を強固にするために、「会談に先立ってこのメモを吉田に示し、首相からは条約に関する自分の意見について、好意的な反応を得た」と語った。デニングの本省宛電報

によれば、ダレスはそのメモをデニングに見せたが、「正式な形式は好まない」と称して、副本をデニングに手交しなかったとされる。(30)

一八日午後ダレスは、のちに「吉田書簡C」となる書簡案を用意し、目黒にある外相官邸を訪れ、再度吉田と会談した。ダレスは書簡案を吉田に手渡し、「先般来の貴総理との話合及び一三日の日本案を基礎として、本使宛貴総理の書簡案をものにしてみた」と説明した。しかし、一三日の会談および日本側の「わが方対処案」では、台湾に範囲を限定した国民政府との「協定」締結が予想されたが、書簡案では、次の引用のように、大陸に範囲が及ぶ含意をもつ「中国国民政府」との「条約」という表現に変わった。「わが政府は……中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従って両国政府の間に正常な関係を再建する条約を締結する用意があります。この条約の条項は、日本及び中国国民政府の現実の支配下に現にあり又は今後入るべき領域について適用するものであります。(31)」

ダレスは、「書簡案中には、あるいは多少日本側に好ましからざる節もあるかと思うが、条約批准の大局から、貴総理の好意的ご考慮をえたい」と述べ、吉田の協力を促した。さらに、対外的には吉田の自発的な決定の外見を繕うために、「書簡の発送は、米国が日本にプレッシャーを加えたのではないかとの世間の誤解を避けるためにも、むしろ本使の帰米後にすることといたしたい」と語った。これに対して吉田は、「一読したところ、別に異議はないと思うが、字句の点については、研究の上ご連絡することがあるかも知れない」と応じた。(32)

従来の研究では、日本側が字句修正を理由にして、書簡案の国民政府と結ぶべき条約の適用範囲に関する後半部分、すなわち国民政府の主権が大陸に及ぶという含意のある部分の削除をダレスに強く求めた。日米間の字句調整が難航し、井口次官はダレスを見送る羽田空港で書簡案の修正について譲歩を迫った。しかしダレスは日本側の要望に応じなかっ

た。空港からの井口の電話に対し、吉田は不承不承この点で折れた、と考えられてきた。以上のような、一八日会談以降、日本側がダレスに強く抵抗したという通説は、「井口証言」、すなわち一九七八年一一月に行われた井口の細谷千博教授に対する談話に基づいたものである。(33)

ダレス一行を空港に見送った際のことについて、一九六五年七月にシーボルトは、総司令部外交局長を務めた当時の日記を読み上げながら、次のように語った。「一二月二〇日、火曜日。朝六時三〇分に空港に到着した。即時、奥の部屋で、日本側の提起した修正意見を書簡案にいれるために、ダレスと秘密協議した。飛行機は最終的に七時三五分に離陸した。(34)」この「シーボルト証言」と「井口証言」とを併せて考えれば、当日空港でダレスとシーボルトは、日本側の「修正意見」を書簡案に折り込ませる方法について協議し、その上で井口と「修正意見」の可否について厳しい交渉を行った、ということになる。それは、いかにも不自然な順序である。

今回公開された「西村日記」の記事も、「井口証言」をそのまま裏付けるものではない。「西村日記」の一二月二〇日の記事によれば、「早朝ダレス顧問はDSにて、当方の意見をいれた新案文を作成された由。午後シーボルト大使から次官へ新案文交付(35)」と記される。従って、当日まず日米双方がDiplomatic Section、すなわち総司令部外交局で日本側の出した「修正意見」の字句について協議して合意に達し、次いで空港においてダレスとシーボルトは「修正意見」を書簡案に入れるために協議した。ダレス一行の飛行機が離陸した後に井口は空港から吉田にそれまでの経過を報告し、午後にシーボルトから清書された書簡の新しい案文を手交された、というように考えた方が妥当であろう。

「西村日記」一二月一九日の記事によれば、午前西村は井口から前日午後の吉田・ダレス会談の内容を聞き、早速目黒官邸に行って吉田からダレスの書簡案をもらい、高橋通敏と二人で事務当局としての修正意見の作成にとりかかった。「この意見は、書簡の最も嫌な点――しかし、それは、問題の中心をなすところである――〝国府を相手に二国間条約

を締結する〟（傍点原文――陳注）という表現は、黙過することにした。それは、昨日の会談で、ダレスから、この文句は日本政府に多大の異論あることを承知しておるけれども、米国上院の条約批准を確保するため、この表現だけはのんでもらいたいとの懇請があったことを、井口次官が説明してくれたからである。」[36] 実際、事務当局の作成した意見は、五点からなるものであるが、書簡案に対してわずかな字句修正を加えたに過ぎず、いずれも「二国間条約」や「今後入るべき領域」という表現に関わるものではなかった。一四年後の一九六六年に西村は調書をまとめ、「ダレス顧問は、わが方の修正意見を全部容認し」たと書いた。[37]

確かに日本側の「修正意見」と最終の「書簡案」を比較してみれば、西村の書いた通りである。しかし、当日の早朝会談に参加しなかった西村のまとめた調書にも弱点がある。それは、「修正意見」で問題提起されなかったにもかかわらず、「限定方式」に関する英文の字句がわずかながら変更されたが、その理由を説明することができないという弱点である。つまり、表三の①、②項の下線部分の英文に示されるように、一九日の事務当局の「修正意見」は、前日のダレスの「書簡案」の表現をそのまま踏襲しているにもかかわらず、それに対して、③項に見るようにアメリカ側の対案が示されたのである。その結果、国民政府の支配下にある領域となる、「支配下に現にあり」の部分と「今後入るべき」の部分との関係に関して言えば、二者択一性が一層強まった。むろん、それは「今後入るべき領域」の部分の削除をその時点で望んだとされる吉田の当初の希望と一致するとは言えない変更であった。しかし日米間で「限定方式」について、何らかの交渉が行われた痕跡にはなることと思われる。

表三　「限定方式」の字句変更の推移(38)

各案の名称	適用範囲「限定方式」英文
①一八日のダレス「書簡案」	…to be applicable as regards the territories now or hereafter under the actual contorol of the Japanese and Chinese National Government of China.
②一九日の日本側「修正意見」	…so far as it concerns the Chinese National Government, are to be applicable as regards the territories now or hereafter under the actual contorol of that Government.
③二〇日の米側対案・二四日の「吉田書簡C」	…in respect of the Republic of China, be applicable to all territories which are now, or which may hereafter be, under the contorol of…

すなわち、井口が二〇日早朝の会談において、「限定方式」の後半部分の削除の可能性について口頭で探ったことが考えられる。日華講和についてダレスに強く「懇請」されたことを考えれば、井口が以上のことを実行するには、ダレスのその要求を狭義に扱わなければならない。つまり、「国府を相手に二国間条約を締結する」ことは、条約の名称を使うことであり、それを受け入れることは実際の適用範囲の限定を求める障害にはならないという「理屈」である。しかしその「理屈」は問題提起の契機になったとしても、ダレスに認められるものではあるまい。仮に井口の口頭による要請が行われたとすれば、それは、頑強な「対米抵抗」という従来のイメージとは異なり、微かな「対米嘆願」であったように思われる。しかも事務当局の中心人物である西村条約局長にも伝わらなかった程度のものであった。

三、「吉田書簡D」の真意

一二月二〇日午後、確定された書簡案は井口から事務当局に手渡された。同案の日付のところにDec. 24th, 1951とあり、また末尾にはShigeru Yoshidaと鉛筆で書き入れてある。西村の日記によれば、「二一日夕総理書簡に署名された」と記される。そしてダレスへのクリスマス・プレゼントとなる「書簡C」は、翌二二日午前井口からシーボルトに交付された。(39)

同日に、吉田は国内の世論工作のために、米国政府の対日借款を要望するダレス宛書簡（二二日付）を用意した。対日借款について、一八日のダレスとの会談で吉田はすでに伏線を敷いていた。つまり吉田は、いずれ公開される書簡Cの「内容に基づいて国内の世論対策を講じる必要があり」、野党の「批判を静めるために、アメリカは対日政府借款など日本経済に関心を示し続ける」よう、ダレスに要請したのである。(40)

二二日付の書簡は、会談で十分「意をつくさなかった」ことから書き出し、「わが国には日米協力を妨げる目的をもって米国の意図をわい曲して激越な宣伝を行う分子――必ずしも共産主義者とは限りません――があります」と政府の置かれた政治的苦境を訴えると同時に、日本の深刻な電力不足を解消するための水力「電源の開発に緊急必要とする資本を持ちません」と経済的苦境を訴えた。それに対処するために、「合衆国からの借款は、一つは政治的の、いま一つは経済の、二羽の鳥を一石をもって殺すゆえん」であり、「それは日本に対するアメリカの意思と政策をドラマッチクにかつ明白にデモンストレートいたす」であろうと書き、対日経済援助の意味を強調した。さらに借款を演出する意味について、次のように書いた。「このような借款がワシントンで考慮されているとのニュースそのもの――たとえ確認されていないものでありましても――は有益な心理的効果を生み日米共同戦線を堅固にすることを助けるだろうと信じます。」末尾にShigeru Yoshidaと記してあるこのダレス宛書簡は、二四日午後井口からシーボルトに渡され、ダレスへの転送が依頼された。(41)

その四日後の二八日、吉田は「ダレス大使のためのメモ」と題する無署名のメモ（「吉田書簡D」）を連合国最高司令官のリッジウェイ将軍に手交し、ダレスに送るよう依頼した。一二月二七日付の同書簡は、①「駐日初代米国大使」の適切な人選を要望した部分と、中国政策に関する部分、すなわち②「米英両国の対中国政策の一本化」、③「共産中国に対する逆浸透」とから構成される。(42)

では、吉田はなぜ書簡Cを送った直後に書簡Dを書いたのであろうか、また、なぜシーボルトを経由する通常の方法と異なる手交方法をとったのであろうか。これについて、一四年後に調書の編纂にあたった西村も疑問を抱いたようである。前者について西村は、ダレスとの会談で吉田が自らの中国観を吐露した上で「意の尽くさないところ」をメモにしてダレスの帰国前に渡したい旨を語った一三日の会談記録を引用しながら、「この約束にしたがい」書簡Dを書いたと説明している。また後者について西村は、「メモはダレス顧問滞在中に間に合わ」ず、「内容が駐日初代米国大使の人選にふれていたので、シーボルト大使を経由することなく、二八日リッジウェイ最高司令官にワシントンに転達方依頼されたのであった」と説明している。(43)以上は、調書を編纂した「一歴史家」としての西村の解釈であった。

確かに、書簡Dの冒頭には、「以下は、貴大使の最近の東京訪問の際わたくしが申し述べたことをあらためて記述したものである」と書かれている。しかし「吉田書簡C」と比べてみれば、中国問題に関する日本政府の立場が明らかに相違していた。書簡Dの②「米英両国の対中国政策の一本化」において、吉田は英米共同の中国政策が形成されるよう要望しつつ、「連合国による占領下においては、日本は、中国問題に正面から取り組む必要がない。サン・フランシスコでは、中国代表問題は、巧妙に回避された。しかし、独立国としての日本は、独自の中国政策をもたざるをえないであろう」と記している。主要な連合国である英米両国が中国の代表政府として人民政府と国民政府とをそれぞれ承認していたことから、英米の「一つの中国」政策と異なる「独自の中国政策」は、「二つの中国」政策にほかならない。吉

田の考えていた英米共同の中国政策もまた、「二つの中国」政策を想定したものであったと思われる。[44]

少なくとも、当時書簡Dに接したアメリカ側の関係者は、西村の解釈とは異なる見解をもっていた。シーボルトは書簡Dの手交の方法および無署名の形式に何らかの意図が秘められていることを感じ、また書簡Cに示された日本の立場との相違を感知した。二通の書簡のいずれが日本政府の真意であるかという点が曖昧になったと考え、シーボルトはその対応の仕方についてダレスの指示を仰いだ。[45]それに対しダレスは、書簡Cの立場から後退するようなことは「深刻な結果を招くであろう」との警告を吉田に伝えるよう指示した。[46]ダレスの強い態度を知った吉田は、シーボルトの電報によれば、「無署名かつ非公式なメモなのに、それほど深刻に受けとめられては少々驚いたと外見を装った。[47]」

吉田の「無署名」書簡の意味を考える際、リゾー総司令部民政局長が吉田とマッカーサーとの関係について指摘したことが、参考になる。リゾーによれば、吉田はマッカーサーとの面会の際に、とりあえず問題を提起し、その承認が得られないことを十分承知しているにもかかわらず、自己の要請を書簡に書き、署名せずに最高司令官に送り届ける。この方法であれば、正式に要請した形で自己を束縛することにならないし、拒否されたとしても自己の立場が傷つくこともない、[48]と指摘された。この「政治の芸[49]」と称される吉田の手法は、西村に告げられなかったであろう。西村調書には、無署名の意味やダレスらの反応および吉田の弁明に関する記述が全く見あたらないのである。

前述した「ダレス会談資料」や「わが方対処案」に関する記述には、西村が自らかかわった作業過程を伝える詳細な事実、たとえば、共同作業を行った同僚の氏名や稿をあらためた日付、回数、吉田または井口と検討した問題点などが記されている。しかし書簡Dについては、それが全く触れられていない。偶然にも、吉田の中国観に関しては書簡Dの原型といえる書簡Aの作成にかかわる記述が「西村調書」にあり、書簡Dの作成過程を理解するための参考となるように思われる。

西村日記の記事によれば、二月一四日の午前九時半、西村は吉田の内奏に使われるダレス会談の関連資料を目黒官邸に届けた際に、「総理から、対中共浸透戦についてその構想を話されて書き物にしてみよというお話があった。ハイと答えておいた。まとめてみよう――わたしのがらに合わぬけれど」[50]と記される。「吉田書簡A」となるこの書簡案は実際、西村ではなく、小畑薫良によって、一六日に目黒官邸で作成された。西村によれば、「内容は総理の語られた構想のままである」とされる[51]。小畑は当時外務大臣秘書官を務めていたが[52]、米国ウィスコンシン大学大学院で英文学を専攻し、ニューヨーク総領事館に務めた経験をもち、戦前、日本文化を広めるプロジェクトとしての『万葉集』英訳に携わり、選ばれた千首の歌の英訳の半分を担当した[53]ことがある。

終戦連絡事務局に勤務した際にマッカーサー宛吉田書簡の起草を命じられたことのある瓜生復男の証言によれば、小畑の「英語が吉田首相の好みにかない、スピーチの起草などは同氏の仕事だったが、正式な書簡は日本語で起草し連絡課が英語に直すという手順を踏むのだという[54]。」しかし、西村調書をみると、小畑の担当は吉田の演説原稿の起草にとどまらず、より範囲が広かったようである。一九五一年五月に中国問題について英米交渉を行う事前準備としてダレスが日本側から国民政府との講和を選ぶとの保証を取り付けようとしたが、その要求にしたがった「井口回答」の事務当局案の英文も、小畑の手によるものであった[55]。また一二月一一日の西村日記には、「ダレス会談資料」の「第三次案による英文を作成して（小畑君）、総理に呈出し、総理のダレス会談の用意をととのえる[56]」と記されている。

吉田は二月一六日の午後、マッカーサーと会談し、書簡Aの内容を語り、西村によれば、「元帥の了承をえられた。」書簡Aは翌一七日午後タイプして井口に渡され、「ちょうど一九日東京を立ち一時帰国するシーボルト大使に託送される手筈になっていたが、総理（が）思いとどまられたため、ついに託送されずにそのままになってしまった」とされる[57]。独立の回復を最優先した吉田らは、この時点で中国問題に関する意見を主張することが講和に影響を及ぼしかねないと

懸念し、慎重に考慮したからである。ここで注目すべきことは、ダレス宛の書簡にもかかわらず、事前にマッカーサーの承認を取り付けようとした吉田の行動様式である。ダレスに対する自己の立場をいっそう強固にすることができると考えられたのであろう。ダレス宛書簡Dの転送がリッジウェイに依頼されたのも、偶然ではあるまい。(58)

書簡Aの趣旨は、日英米が協力して中ソ分断をはかる必要を説き、中国に近い日本が大陸に逆浸透する役目にもっとも適していると強調することであった。それは書簡Dの趣旨でもあった。以下に書簡Dの③「共産中国に対する逆浸透」の部分の和文を引用しながら、考察を加えたい。(59)

アメリカは、共産主義の進出を抑えるためにロシア及び中国の国境に沿って防衛線を築くことに懸命である。しかし、軍備だけでは、せいぜい赤の軍事的侵略を防ぐことができるだけのことである。共産主義思想の眼に見えない侵入を防止するわけには行かない。クレムリンが自由諸国を武力で征服する前に準備工作として、まず不平不満を醸成し、思想の上でこれを征服するために、自由諸国に人と金を注ぎ込んでいることは、周知のところである。中国に対して、こちらから逆に浸透戦術を試みてはどうか。

われわれは、中国の事態が鉄のカーテンの背後でどうなっているか、なにも知らない。また、このカーテンの外に、軍備の垣をめぐらすだけでは、これをどうしようもないわけである。

共産主義の教化の仕方の組織化された熟練さ、残虐性、暴力性にもかかわらず、共産主義が中国人の精神を征服し、中国人固有の個人主義を払拭してしまったとは考えられない。「アメリカの声」なる放送は、中国民の間にくすぶっている忿懣を持ち続けさせ、自由への願望の焔をあふるに役立っているものでもあろう。しかし、中国民の只中に人を送り込んで、中国のあちこちに反共運動を起こすのを助けさせたらどうか。かかる逆浸透によって、中国の交通をサボタージュし、阻害し、ひいて、いつの日にか、かのにくむべき圧制を顛覆するための地ならしをす

ることもできる。

日本は、中国に地理的に近接していること、また、両国の間の文化上、言語上の結付き、個人的な繋がりの故に、他の中国関係のことにおけると同様、この面においても重要な役割を演ずべき地位にある。わたくしは、中国の逆浸透は、試みるに値いすることであると信ずる。(60)

これを読めば、吉田の反共主義の強硬な一面が事実としてあらためて思い起こされる。同時にここで注目すべきは、この③の部分で使われる論理や多くの文言まで、ダレスの著書『戦争か平和か』にその出典が見出されることである。たとえば、同書においてダレスは、共産主義は打倒すべき「邪悪」なものであり、軍備を怠るべきではないと主張しつつ、軍備のみによる反共対策の効果に疑問を呈し、ソ連の浸透に対抗する「新しい手法」として情報活動を行う必要を説き、次のように書いている。「われわれの側では、鉄のカーテンの背後に考えなり、情報なりを送り込む方法も、その内部の情勢はどうなっているかを知る方法も、ほとんどもっていない。われわれは、過去五年間に、爆弾と飛行機と鉄砲のあり得べき戦争に備えて数百億ドルを費やした。しかし、われわれは、われわれが四つに取り組んで、しかも敗北を重ねつつある思想の戦には、ほとんど金を使わなかった。これ等の敗北は、どれ程の軍事力をもってしても棒引きにできないものである。われわれは、やっとこの必要に目覚めつつある。われわれは〝ヴォイス・オヴ・アメリカ〟……をもっている。……新しい中継所は、鉄のカーテン内への通信の可能性を拡大するであろう。」(61)

またダレスは、共産主義が中国の国民に受け入れられないであろうと考え、「中国人は、彼らの宗教的、伝統的な思考の習慣により、個人主義的な民となった。……このような背景は、共産主義が中国国民の組織化に困難することを必至とする」と書いている。アジアの反共における日本の役割について、ダレスは「日本は地理的に中国に近接しているから、われわれにとって絶好の機会を提供している」と考えていたが、具体的には「もしわれわれが日本人の物質的、

精神的必要を充足させるのを助けることができるとすれば、そのこと自体がアジア及び太平洋全域に影響を及ぼすであろう」という考えであり、アジアにおける成功の実例を提供する役割であった。(62)

以上見たように、書簡Dの論点はダレスの著書の主張と驚くほど共通していた。実際、当時の外務官僚は『戦争か平和か』の内容を熟知していた。同書は一九五〇年四月ダレスが対日講和担当の国務省顧問に就任した直後に発行されたが、その頃滞米中の藤崎万里政務課長がそれを興味深く読み、翻訳出版する価値を感じた。帰国後、同僚数人の協力を得て翻訳し、幣原喜重郎衆議院議長の序文をもらい、同年八月に訳本を刊行した。(63) また、一二月一三日の吉田との会談の際にダレスが吉田の対中逆浸透論に対して否定的な見解を述べたが、井口は会談記録にダレスの議論を具体的に記録せず、ただ「総理のカウンター・インフィルレイション論に対しては、チトーに対する米国側の政策とか、ソ連共産党のやり口などについて、その著書『ウォア・オア・ピース』の趣旨によって、一くさり話をした」と書くにとどまった。(64) 記録には通常、それを読むであろう閲覧者の共通用語が用いられるはずであり、そのことから、同書の内容は外務官僚の間で熟知されていたと思われる。

しかし井口のその記録は、新たな疑問を招来した。つまり吉田が中国問題について語っているにもかかわらず、なぜダレスがチトーを取り上げて議論を展開したのであろうかという疑問である。仮にダレスは吉田に対して、『戦争か平和か』のなかの中国に関する箇所、すなわち中国の国民性によって共産主義が定着しにくいという論点を挙げたならば、自家撞着に陥ったであろう。朝鮮戦争の勃発につづき、中国義勇軍が参戦した後、ダレスは中国共産党をソ連の「実に救いようのない傀儡」と見るようになり、それを封じ込めようとしていた。(65) つまりダレスから見れば、アメリカに奨励されるチトーになる可能性が毛沢東にはなかったと考えられたのである。このような文脈で、ダレスの議論は吉田に対して展開されたのであろう。

要するに書簡Dは、朝鮮戦争前のダレス自身の主張を援用して、彼の説得をねらった側面をもっている。むろん、吉田の考えていた逆浸透の内容や日本の果たす役割は、『戦争か平和か』におけるダレスの主張と必ずしも完全には一致しない。ダレスの電波による対中逆浸透に対し、吉田は日本が先兵となって人員を送り込むことを考えていた。人員の派遣は理論上において、たとえば軍人と経済人の二種類が考えられるが、ダレスの望んだ大規模な再軍備要求に消極的な姿勢を示し続けた吉田がゲリラ工作を行う日本の「軍人」を大陸に派遣することを想定していたとは考え難い。吉田の再軍備に関する消極的な姿勢について、当時指導的立場にいたある日本の政治家によれば、吉田は日中戦争の苦い経験から「朝鮮戦争に日本を巻き込ませたくない」と考えていると説明された。つまり「吉田さんは、日本軍が中国でどろ沼にはまって進退きわまったあの頃のことを思い出すと、身ぶるいがすると言っています」と言われたのである。(66)

図一　中国大陸の人民政府に対する政策

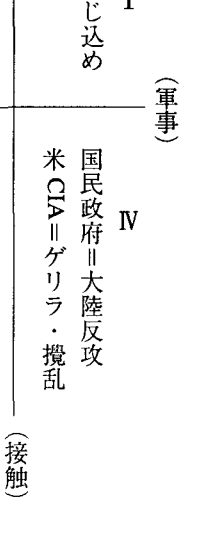

当時の中国大陸の人民政府に対する各方面のとっていた政策について、図一のように、「隔離対接触」を縦軸に、「軍事対経済」を横軸に座標を作ってみた。ダレスは軍事、経済をとわず、あらゆる手段を駆使して人民政府を封じ込めようとして、ⅠとⅡの位相にあたる。貿易を通じて中ソ分断をはかる考えをもつ英国は、位相Ⅲにあたる。国民政府やアメリカ中央情報局などは、大陸反攻や攪乱するゲリラ工作を進め、Ⅳの位相にあたる。その中に吉田の逆浸透論を位置づけるならば、位相Ⅲに入るように思われる。

むすび

以上のように本稿では、「西村文書」に収録されている当時の会談記録および後年、調書編纂の際に西村が書き込んだ説明などを仔細に検討しながら、「吉田書簡」の作成過程とその意味について考察を加えた。その結果、「中国問題」に対する当時の日本政府の立場がいっそう明らかとなった。むろん、日華条約の適用範囲をめぐる日米間の交渉過程を完全に解明するためには、今後あらたな一次資料の発掘に待つ必要がある。しかし「ダレス会談資料」や「わが方対処案」の作成過程の検討を通じて、吉田ならびに日本政府にとって日華講和は不本意であり、彼らの間で国民政府と国交をもちながらいずれ大陸とも国交関係を結びたいという「二つの中国」政策が模索されたことは、あらためて裏付けられたと言えよう。

（1）本稿は、二〇〇二年五月一〇日に北海道大学法学部で開かれた政治研究会、並びに二〇〇三年一月二六日に島根県立大学で催された「戦後処理政策と地域秩序の再編」シンポジウムにおいて、筆者が行った研究報告に修正を加え、さらに補

筆を行ったものである。

(2) 拙著『戦後日本の中国政策――一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』(東京大学出版会、二〇〇〇年七月) 七―七六頁。

(3)『読売新聞』二〇〇一年九月五日号。なお、いわゆる「情報公開法」の全称は、二〇〇一年四月一日に施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」である。

(4)「西村調書」は、研究者の間では以前から『堂場肇文書』(青山学院大学国際政治経済学部所蔵) を通じて存在が知られ、その一部は研究に使われていた。植村秀樹『再軍備の五五年体制』(木鐸社、一九九五年) 二八八、三四九頁。

(5)『朝日新聞』二〇〇一年一一月一五日号。「吉田外交を見直す」『論座』二〇〇二年一月号。

(6)「西村調書」Ⅱ、三〇頁。

(7) 同右、一三二―一三三頁。

(8) 同右、三二頁。

(9) 日華「国交」と日華「講和」とを混同する者が多い。前掲の「西村調書」の開示を報じた『読売新聞』記事や『論座』の座談出席者も、両者の区別を意識せずに議論を進めている。

(10) Tokyo to FO, No.1768, Dec.14,1951, FJ 10310/37, 92605, FO 371, Public Record Office (以下 PRO と略す).; Acheson to Taipei (drafted by Dulles), No.579, 693.941/2-752, Box 3004, National Archives (以下 NA と略す).; 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編――対日抗戦時期　第七編　戦後中国』(中央文物供應社、一九八一年) 七五七頁。

(11) この表は「西村調書」Ⅱ、一四四―一四五、一四八―一四九頁の資料に基づいて作成し、ふり仮名は英文資料から該当の表記をあてたものである。

(12)「西村調書」Ⅱ、一一頁。*Foreign Relations of the United States* (以下 *FRUS* と略す), 1951, VI, 1242.

(13) *Ibid.*

(14)「西村調書」Ⅱ、三九、四〇頁。本稿に使用される括弧、傍点、省略の記号は、特に断らない限り、筆者によるものである。

(15) 同右、三九頁。

(16) Dulles to Allison, No. 1268, Dec. 12,1951, Box 58, Post File, NA.

(17)「西村調書」Ⅱ、四〇頁。
(18) 同右。
(19) 同右、四一頁。
(20) この表は、「西村文書」Ⅱの四〇－四一、二〇二－二〇三頁の資料に基づいて作成し、ふり仮名は、一三日に確定した英文「わが方対処案」の該当箇所の表記に依拠した。
(21)「西村調書」Ⅱ、四一－四二頁。
(22) 同右、四〇頁。
(23) 同右、四三－四四頁。結局、「ダレス会談資料」はダレスに交付されず、廃案となった。
(24) Sebald to Secretary, No. 1306, Dec. 17, 1951, Box 58, Post File, NA.
(25)「西村調書」Ⅱ、四四、二〇三－二〇四頁。
(26) *FRUS*, 1951, Vol. VI, pp.1437-1438; Dulles to Allison, No. 1273, Dec. 13, 1951, 00262-00263, Reel 21, Bureau of Far Eastern Asia, NA.
(27) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社、一九八二年）二九六－二九八頁。陳、前掲、六一頁。
(28) Tokyo to FO, No. 1767, Dec. 13, 1951, FJ 10310/36, 92605, FO 371, PRO.
(29) FO to Tokyo, No. 1424, Dec. 8, 1951, FJ 10310, 92605, FO 371, PRO.
(30) Tokyo to FO, No. 1767, Dec. 13, 1951, FJ 10310/36, 92605, FO 371, PRO.
(31)「西村調書」Ⅱ、五〇－五二、二二一－二二三頁。
(32) 同右。
(33) 細谷、前掲、三〇〇－三〇一頁。陳、前掲、六五頁。
(34) Interview with Sebald, Oral History of Dulles, Mudd Library of Princeton University, pp. 1, 70-71. ただ新聞では、飛行機は午前七時四〇分に離陸したと報じられている。『朝日新聞』および『毎日新聞』の一九五一年一二月二〇日夕刊号。なお、前掲拙著は、ダレス一行の羽田空港への到着と離陸の時間に関するシーボルトの証言を引用した六五頁に誤植があり、ここで訂正する。

(35)「西村調書」Ⅱ、五六頁。
(36) 同右、五三頁。
(37) 同右、五二－五五頁。
(38) この表は、「西村文書」Ⅱ、二二二－二二九頁の資料に基づいて作成したものである。
(39)「西村調書」Ⅱ、五七頁。
(40) *FRUS*, 1951, VI, pp. 1444- 1445.
(41)「西村調書」Ⅱ、五九、二三〇頁。*FRUS*, 1951, VI, pp. 1465- 1466.
(42) 同右、二三三－二三五頁。新聞では、トルーマン大統領がダレスに対して駐日初代米国大使への就任を要望したが、辞退されたと報じられた。それについて質問されたダレスは二〇日に羽田空港で、辞退の意思が変わらないことを記者に言明した。『毎日新聞』一九五一年一二月二〇日夕刊号。
(43)「西村調書」Ⅱ、六〇頁。
(44) 陳、前掲、六八頁。
(45) Sebald to Secretary, No. 1366, 693.94/12-2951, Box 3004, NA.
(46) *FRUS*, 1952-1954, XIV, p. 1064.
(47) Sebald to Secretary, No. 1401, Jan. 6, 1952, Box 58, Post File, NA.
(48) 袖井林二郎編訳『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集［一九四五－一九五一］』（法政大学出版局、二〇〇〇年）九八頁。
(49) 同右、九六頁。
(50)「西村調書」Ⅴ、四頁。
(51) 同右、四七頁。
(52)『職員録』（大蔵省印刷庁、一九五一年）一五一頁。
(53) Shigeyuki Obata, *Li Po, the Chinese Poet* (New York, 1922), ix.; 小畑薫良「英訳萬葉集に就いて」京都帝国大学学生課『万葉集について』（岩波書店、一九四三年）二二五－二四七頁。
(54) 袖井、前掲、九八頁。

(55)「西村調書」Ⅱ、七三頁。
(56) 同右、三六頁。引用文中の括弧、すなわち「(小畑君)」は、原文通りである。なお、調書に「一二月一日」とある箇所は、「一二月一一日」の誤植である。
(57)「西村調書」Ⅴ、四七－四八頁。
(58) 詳細は、前掲拙著の六九－七三頁を参照されたい。
(59) この③の部分は、一九八二年外務省第七次公開の際に除外され、あたかも書簡Dが①と②の二部のみから構成されるような印象をもたせる操作が行われた。筆者は一九九一年米国国立公文書館で資料調査して英文の書簡Dを発掘し、③の部分の存在を知った。しかし当時、筆者は対米交付した英文と日本側に残った和文とは必ずしも対応しない理由を理解することができなかった。
(60)「西村調書」Ⅱ、一三四－一三五頁。
(61) ジョン・フォスター・ダレス(藤崎万里訳)『戦争か平和か』(河出書房、一九五〇年八月)三二六頁。
(62) 同右、三〇一、三二一－三二二頁。
(63) 同右、「訳者あとがき」、三五一頁。
(64)「西村調書」Ⅱ、二〇三－二〇四頁。
(65) Nancy Bernkopf Tucker, "John Foster Dulles and the Taiwan Roots of the 'Two Chinas' Policy'," in Richard H. Immerman, ed., *John Foster Dulles and the Diplomacy of the Cold War* (Princeton University Press, 1990), pp.235-262.
(66) F・コワルスキー(勝山金次郎訳)『日本再軍備』(サイマル出版、一九八四年)二一一頁。